

令和 3 年度

人権教育・啓発
事業実施状況
(部局別概要)

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

知事直轄組織(知事室長)

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送等による府民への人権啓発 ・府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請 ・外国籍府民(府内に在住する外国人)の支援
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、企業・職場
	特定職業従事者等	メディア関係者等
	人権問題	外国人・全般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要である。 ・多文化共生社会の実現に向け、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合い、民族・国籍等による差別を許さない地域づくりを進めていくことが重要である。 ・日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、共に暮らしていくための教育・生活支援などが必要である。
--------------	--

取組の方向(令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行う。 ・外国籍府民等の人権について、正しい理解と認識の浸透を図るため、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護を目指し、新聞やラジオ等による啓発活動をはじめ、国や市町村と連携しながら、効果的な啓発を推進する。 ・(公財)京都府国際センターと市町村、国際化協会やNPO団体等と連携して、外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援等に取り組む。
--------------	--

【知事直轄組織(知事室長)】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
広報課 所管事業	メディア関係者等に対する働きかけ	府政記者に対し、個々の事案発生時などに、人権に配慮した取材・報道を要請		1
	きょうと府民だよりの発行	特集記事やシリーズ記事を掲載した「きょうと府民だよりの発行」を活用し、定期的・継続的な人権啓発を実施		1
	テレビスポット放送	府民生活の身近な場면을再現するCMを年間1本作成し、既に制作したCMとともに、時期にあったテレビ放送のスポット枠を活用した人権啓発を実施		2
	ラジオ番組放送 [きょうとほっと情報]	「人権」に関わる月間、週間に合わせて、1分間の広報ラジオ番組(KBS京都)を放送		3
	ラジオ番組放送 [Meets the Kyoto]	「人権」に関わる月間、週間に合わせて、約2分間の広報ラジオ番組(FM京都)を放送		4
	ラジオスポット放送	人権強調月間及び人権週間に、府民だよりの特集テーマと連動した内容の30秒のスポット番組(FM京都)を放送		4
	ラジオスポット放送	12月の人権週間をフォローする形で若年層に訴える内容の20秒のスポット番組(KBS京都・FM京都)を放送		5
	ラジオ番組放送 [京都トークRUN]	人権強調月間に、府民だよりの特集テーマと連動した内容の約15分間のラジオ番組を放送		5

国際課 所管事業	やさしい日本語市町村研修会	市町村行政窓口等において外国人住民とのコミュニケーション手段として有効な「やさしい日本語」の活用が促進されるよう、市町村の住民対応窓口担当職員等と研修会を実施		6
	外国人住民に対する生活情報等の提供・相談の実施	外国人住民に対し、多言語で生活情報の提供及び相談を行う	【拡充】京都府外国人住民総合相談窓口における多言語対応の強化	7
	地域における日本語教育の推進	「地域における日本語教育推進プラン」に基づき、地域における日本語教育の取組を総合的に推進		8
	外国人住民に対する災害時支援体制の整備	(公財)京都府国際センターと協働で、外国人住民に対する災害時支援体制を整備		8
	外国人住民の生活環境の整備	外国人研究者・留学生等のための住居支援及び外国人住民に対する医療・教育情報等の提供		9
	多文化共生施策の検討	外国人住民が府内で生活する際の課題抽出やその解決のための施策等の検討		10

知事直轄組織(職員長)

所管事務	<p>府民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる職員育成のための研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆センター研修 <ul style="list-style-type: none"> ・職務基本研修 ・実務支援研修 ・人権研修 等 ◆政策研究支援・大学連携 ◆広域連合研修 ◆人事交流・派遣研修
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	職場
	特定職業従事者等	公務員(京都府職員)
	人権問題	人権の基本的な考え方、及び、同和問題(部落差別)、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等様々な人権問題

所管事項に関する課題認識	<p>京都府職員研修においては、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人権問題を正しく理解し、常に人権を尊重して職務を遂行すること ② 地域社会におけるリーダー的存在として、人権問題に対して積極的な役割を果たすこと <p>ができる職員の育成が重要である。</p>
--------------	---

取組の方向(令和3年度)	<p>人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成するため、職員研修・研究支援センターにおける研修を実施するとともに、現場の実態を踏まえた職場研修を充実していくために、人権問題研修に中心的に取り組む職場研修指導者の指導力向上のための研修を実施する。</p> <p>また、職員の人権感覚や人権意識を向上させるため、各所属で実施する人権問題職場研修等の中で、国内・国際社会の現状を見据えて、時々の人権に関わる問題事象を題材として取り上げ、その背景や問題点に関する認識を深めるとともに、全職員が、研修の履歴や気づき等を記録する「人権研修ノート」を作成の上、活用していくものとする。</p> <p>なお、研修内容については、人権に関する法令等の趣旨を踏まえ、新たな人権課題に対しても、府職員が適切な理解と積極的な行動がとれるよう、研修科目や講師等を設定するとともに、参加者からのアンケートを参考にして、研修内容のさらなる改善を図っていくものとする。</p>
--------------	--

【知事直轄組織(職員長)】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
啓発支援	自己啓発の支援(研修情報の提供)	府職員の人権意識高揚のための自己啓発を支援する人権関係情報の提供		11
職員研修	京都府職員人権問題研修(職務基本研修・実務支援研修)	人権尊重の理念や様々な人権問題の本質と現状・課題を認識し、問題解決に積極的に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成していくため、採用年次や職位により指名し、人権問題研修を実施。また、聴覚障害のある方との意思の疎通を図る上での一助として、実務支援研修で手話研修を実施	講義とワークショップの組合せ、グループ討議等参加型研修により、単に知識として人権問題を学ぶだけでなく、自らが考え、体験することで人権意識を高めるよう取り組んだ。	12
	京都府職員人権問題研修(特別研修・参加型研修)	人権尊重の理念や様々な人権問題の本質と現状・課題を認識し、問題解決に積極的に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成していくため、全職員を対象に人権問題に特化した特別研修を実施。また、採用5年目の若手職員を対象とした人権問題に特化した参加型研修を実施	障害のある人の人権、同和問題(部落差別)、コロナ禍における人権問題などについて、その周知と理解を深めるため研修を行った。また、ツラッティ千本で地域の歴史について学ぶとともに、崇仁地域でのフィールドワークを通じて、人権意識を高め、部落差別解消に向けた創造力や対応力を養うための視察と講義を内容とする研修を行った。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として大人数の集合研修の開催が困難なため、リモート研修(動画視聴研修)など感染症拡大に配慮した実施方式も取り入れた。	14

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
職員研修	京都府職員人権問題研修(職場学習支援コース)	各所属で実施する人権問題職場研修の企画・実施を担う指導者が、効果的な研修を推進していくために必要な知識・技術・情報の提供を行う参加型研修等を実施	効果的に職場研修が実施できるよう関連情報の提供と研修の企画や実践方法の習得をねらいとした研修を行うこととし、グループ討議や演習も取り入れながら様々な参加型研修の実施方法を取り上げた。	17
	京都府職員人権問題職場研修	人権問題に関して積極的推進を図るため、人権問題に特定した「人権問題職場研修指導者及び主任」を配置し、この指導者が中心となって、各部局や地方機関の職務等の実態を踏まえ、現地・現場に即した人権問題研修を実施	それぞれの職務や地域の実情に関連した課題など様々な視点からテーマを取り上げるとともに、参加・体験型手法や映像資料も活用しながら研修を実施し、人権問題への正しい理解と認識を深めた。	20
	市町村職員研修受託研修	公益財団法人京都府市町村振興協会から受託して実施している市町村新規採用職員研修において、人権意識の高い職員を育成するため、人権に関する研修を実施	それぞれの職務や地域の実情に関連した課題など様々な視点からテーマを取り上げるとともに、参加・体験型手法や映像資料も活用しながら研修を実施し、人権問題への正しい理解と認識を深めた。	22

危機管理部

所管事務	消防職員など特定業務従事者に対する研修に関すること
------	---------------------------

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	消防職員
	人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	<p>危機管理部では、人権が尊重される社会の実現に向けて、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の様々な人権問題について人権教育を行うことが重要であると認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民の生命・財産を守る消防職員については、人権問題について正しい理解と認識を習得し、消防業務にあたる必要がある。 ・加えて、被災者や患者の人権尊重、プライバシーの保護等に向けた教育を充実させる。
--------------	---

取組の方向 (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。
------------------	--

【危機管理部】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修	人権全般	消防職員初任教育及び幹部教育	「消防学校の教育訓練の基準」に基づき、消防職員初任教育及び幹部教育で人権問題に関する研修を実施	初任教育において、新型コロナウイルス感染拡大防止及びオンライン教育の実施に伴い、社会福祉研修及び手話研修が中止となったことから、教育用DVDの視聴とZoomによるグループミーティングを実施した。(変更)	24

総務部

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の推進 ・北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動について
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	
	人権問題	社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる問題 さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・官民を問わず、個人情報を含む記録媒体の紛失やメールの誤送信、ホームページへの誤掲載などによる個人情報の漏えい事案が見られる。 ・国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に位置づけられている「北朝鮮当局による拉致問題等」を解決するためには、国民の関心をより一層喚起し、世論を高めていくことが重要
--------------	---

取組の方向 (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・国が行う個人情報保護法に基づく個人情報保護制度の啓発などに協力するほか、府の実施機関が保有する個人情報については、京都府個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図る。 ・新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の個人情報の漏えい事案が全国的に散見されることから、事案発生の都度、府の所管部局に対する注意喚起を行う。 ・拉致問題については、国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。
------------------	---

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
各種啓発等	個人情報保護推進事業	個人情報保護制度に係る啓発等の実施	新たに文書管理・個人情報取扱研修を実施	25
	北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業	国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進	新たに府議会本会議における登壇者のブルーリボンバッジ着用を実施	26
	府公用封筒による啓発	府公用封筒に人権啓発標語を印刷することで、府民の人権啓発意識の高揚を図る		27

政策企画部

所管事務	府政の総合的企画及び調整に関すること。
------	---------------------

計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会
	特定職業従事者等	
	人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	<p>・「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」では「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」を基本的な考え方として明記している。また、令和元年10月に策定した新しい行政運営の指針「京都府総合計画(京都夢実現プラン)」では、将来構想において「人とコミュニティを大切に共生の京都府」の実現を目指すとしたほか、基本計画において「人権が尊重される社会」を分野別基本施策の一つに掲げるなど、人権尊重の重要性を明確に位置づけたところ。</p> <p>・同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者、犯罪被害者等に対する人権問題等の様々な人権問題や社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題について、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発など、人権問題の解決に向けた施策を推進することが重要である。</p>
--------------	---

取組の方向(令和3年度)	<p>・様々な人権問題の解決に向け、事業を所管する関係部局と連携して、成果(アウトカム)を重視した数値目標の評価や第三者への意見聴取などによる「京都府総合計画」の進捗管理や、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて検討を進めている戦略づくりを通じて、人権問題の解決など計画等の着実な推進を図った。</p> <p>・様々な人権問題に関して調査・研究を行う公益財団法人世界人権問題研究センターの活動を支援し、研究成果を広報誌や講座の開設等により、広く内外へ発信、還元することにより人権問題の解決につなげた。</p>
--------------	---

【政策企画部】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
	公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成	公益財団法人世界人権問題研究センターの研究活動の充実を図るとともに、成果が府民に還元されるよう、助成を行う。		28

府民環境部

所管事務	安心・安全なまちづくり、男女共同参画の促進、消費者教育・啓発をはじめとする府民生活に関すること
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	女性、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人等

所管事項に関する課題認識	<p>府民環境部では、人権が尊重される社会の実現に向けて①犯罪被害者等への支援に対する正しい理解と認識のための啓発や再犯防止施策の推進、②女性に関わる問題の認識と解決に向けた啓発、また③消費者被害防止のための教育・啓発が求められる。</p> <p>①犯罪被害者等支援については、府内全市町村において相談窓口が設置され、犯罪被害者等支援条例が制定されたが、支援制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた現状等に対する府民の理解を促すための広報啓発を進めていくことが必要である。</p> <p>再犯防止施策については、刑を終えて出所した人等を社会の一員として受け入れる地域社会の関心と理解を醸成することが必要である。</p> <p>②配偶者等からの暴力(DV)は犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、被害者の多くは女性である。地域活動団体等と連携して、DVやいわゆるデートDV(恋人間での暴力)に関する啓発を行い、地域において暴力を許さない意識を醸成することが必要である。</p> <p>③高齢者を対象とした特殊詐欺や悪質商法等の消費者被害対策については、関係機関とのネットワークづくりを進めながら、地域の見守り活動の強化を図るとともに、各地域においてきめ細かな啓発が必要である。</p> <p>また、成年年齢引き下げを見据え、若年者が消費者被害に遭わないための教育・啓発が必要である。</p>
--------------	--

取組の方向(令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国・市町村等の連携を一層強化するとともに、民間団体と連携・協働して取組を進めていく。 ・人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。
--------------	---

【府民環境部】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁	
犯罪被害者支援	犯罪被害者支援事業	サポートチームによる総合的な支援、(公社)京都犯罪被害者支援センターにおける相談・支援体制の充実		29	
	広報啓発	いのちを考える教室	犯罪被害者御遺族の生の話を聴き被害者等が犯罪から受けた様々な痛みや亡くなった家族に対する「思い」を感じることで「いのちの大切さ」や規範意識を育む		コロナ禍においても教育の機会を提供できるよう、警察庁支援事業によりeラーニングツール(教育用)を作成
		ホンデリング・プロジェクト	不要となった本を寄贈し、その売却代金を犯罪被害者等支援活動に役立て、犯罪被害者等支援に対する職員の理解促進を図る		様々な機会を捉えて取組を紹介(府民だより、庁内掲示板等)
	月間事業	生命のメッセージ展in京都	社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりに向けた機運の醸成を図るため、啓発イベントを実施		ヒューマンフェスタとの同時開催に加えてイオンとの包括協定に基づきイオンを会場として展示を実施。(1日1会場→2日2会場)
	研修事業	(公社)京都犯罪被害者支援センター事務局長による活動紹介	犯罪被害者支援活動を紹介する動画を人権研修資料として「京都人権ナビ」に掲載		新規
		犯罪被害者等施策市町村担当者研修会	犯罪被害者等施策市町村担当者研修会	提供できるよう警察庁支援事業により、eラーニングツール(支援者用)を作成	30

再犯防止 施策の 推進	再犯防止施策の推進		再犯を防止することにより、府民が犯罪により被害を受けることを防止し、犯罪のない安心・安全なまちづくりを一層推進するため、刑を終えて出所した人等を社会の一員として受け入れる地域社会の関心と理解を醸成		31
	広報啓発	広報啓発ハンドブックの作成	再犯防止に対する府民理解を促進する広報啓発ハンドブックを作成。関係機関窓口担当者用にハンドブック(別冊)を作成し、府内市町村及び関係機関へ配布	府ホームページに掲載、研修会など広報啓発事業実施の際に配布	
		再犯防止啓発における広報等	再犯防止月間(7月)に庁舎ロビーにおける展示を実施	継続	
		再犯防止の推進に関する研修会	府内市町村、関係団体、防犯ボランティア等を対象に再犯関係者の体験談などを基に、“えんたく方式”を用いた対話形式の研修を実施	新規	32
	支援事業	人権問題特別研修でのテーマ採用	京都府職員人権研修で「保護司活動と再犯防止」をテーマに保護司を講師として動画を撮影し、人権特別研修のテーマに採用	新規	31
		非行少年等への支援	非行少年等立ち直り支援チーム(ユース・アシスト)による支援等	継続	
		関係機関と連携した福祉的施策	地域生活定着支援センターでの支援、薬物依存を有する者への支援等	ハンドブック作成を契機として、関係機関等との情報共有を積極的に実施	

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
女性	通年実施	男女共同参画審議会開催費	「KYOのあけぼのプラン(第4次)ー京都府男女共同参画計画ー」に基づき関係施策を総合的かつ円滑に推進		33
		京都ウィメンズベース事業費	オール京都体制で運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」を中心に、企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を支援		34
		女性活躍応援塾事業費	地域活動を始めたい女性や、地域活動を継続・発展させたい女性を対象にして女性活躍応援塾を開設し、様々な分野で活躍する女性リーダーを育成	新規事業	35
		マザーズジョブカフェ推進事業	子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援		36
		非正規雇用女性就労促進事業費	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた非正規雇用の女性に対して、相談から就労までのサポートを実施	新規事業	36
		保育ルーム設置促進事業	子育て中の乳幼児の保護者等の社会参画を促進するため、京都府が実施する講演会等に「保育ルーム」を設置		37
		男女共同参画センター運営助成事業	男女共同参画社会づくりを推進する拠点として、京都府男女共同参画センターの運営及び相談事業等を助成		38
		情報提供事業	京都府男女共同参画センターの情報提供機能等の充実		38
		女性相談事業	女性が抱える様々な問題解決のための女性に関わる問題全般、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施		39
		女性つながりサポート事業	新型コロナウイルス感染症の影響下において女性が抱える様々な問題解決のため、京都府男女共同参画センターの相談体制の強化や、民間団体の専門性を活かした無料カウンセリング等を実施	新規事業	40
		ドメスティック・バイオレンス対策事業	DVを防止するため、DVに対する正しい理解のための啓発や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施		40
		高齢者等雇用環境整備事業 (内職者団体補助)	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成		41
	地域団体育成事業	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワーク促進事業等に対して助成		41	
イベント事業開催	KYOのあけぼのフェスティバル開催事業	男女共同参画に関する府民の意識の高揚を図るため、講演やワークショップ、バザール等を実施		42	
	女性リーダー育成事業 (京都府女性の船事業)	府内の女性たちが男女共同参画について学習・交流を深めることを通じて女性リーダーを養成する研修を実施		43	

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁	
消費者被害未然防止	消費者あんしんサポート事業	消費生活相談の迅速な解決に向けた市町村相談窓口支援や様々な団体と連携した地域での消費者見守り活動の強化等により、府民の安心・安全な消費生活を実現する。		43	
		啓発事業の実施	見守り人材の養成や、地域の見守りの担い手による啓発を実施		イベント型の特殊詐欺等被害ゼロ・ミッション事業は令和2年度で終了し、地域での啓発活動を支援
			若年者を対象とした集中的な啓発や、悪質商法等による消費者被害防止対策を実施		

府民環境部(人権啓発推進室)

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発の総合企画及び調整 ・人権啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①幅広い府民啓発 ②人権啓発に関する指導的人材の養成
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	公務員(府職員・市町村職員)
	人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い府民を対象とした人権啓発を効果的に推進するため、啓発イベントや多様なメディアを活用した情報発信、職場や家庭、地域などでの取組を支える資料作成などに取り組んでいるが、啓発に触れる機会の少ない人たちに対しても、情報提供や啓発イベント等への参加を促し、より裾野を広げていく必要がある。 ・人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会的に弱い立場におかれた当事者が、差別・排除の対象とされことなく社会参加していくという視点と当事者が、自身の権利を学び、権利の実現を要求する力を高めていくという視点が重要であり、異なる文化や価値観を認め合い、様々な課題の解決に向けて自ら考え、積極的に行動しようとする意識の涵養を図る必要がある。 ・国や市町村などの関係機関、大学・NPO等民間団体と連携・協力し、府民に身近で親しみやすい啓発活動を展開する必要がある。 ・障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法(いわゆる「人権三法」)など人権に関する法の周知や、新型コロナウイルス感染症による人権問題、インターネット社会における人権尊重、災害時の配慮等、顕在化してきている課題の状況を踏まえた取組を行う必要がある。
--------------	---

取組の方向(令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い府民を対象とした啓発は、新聞、ラジオなど多様なメディアの活用、WITHコロナ社会に対応しWebとリアル開催を併用した啓発イベントの開催、大学生等が企画した啓発資材や人権啓発イメージソング等の活用を通じ、人権を考えるきっかけとなる啓発活動に取り組む。 ・地域で人権啓発の中心となる人材を養成するため、研修等の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、リモート研修や感染症対策を講じた講義型の研修、ワークショップなど参加型の研修等を実施し、自らの体験や意識の振り返り等を通じて、人権について考え、対話する機会づくりに取り組む。 ・国・市町村はもとより、人権問題に取り組むNPOや府内の大学等との連携・協働を進め、NPO等の柔軟な発想やノウハウ、学生の感性などを取り入れた啓発活動のほか、京都地方法務局や京都府人権擁護委員連合会と連携した適切な相談先選択のための仕組みづくり等に取り組む。 ・偏見や差別等による深刻な権利侵害に加え、昨年度からの新型コロナウイルス感染症による人権問題に対応していくため、相談体制の充実や教育・啓発に重点的に取り組むとともに、インターネット上の状況など、人権課題を取り巻く状況を踏まえながら、部局横断的な課題への対応等を進める。 ・人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」を活用し、WITHコロナ社会におけるリモート研修等に活用できる人権研修用動画や資料の提供を図る。 ・各隣保館の実情に応じ災害時の避難所機能も含め必要とされる支援について、市町村職員と共に検討し、実践につなげる。
--------------	--

【府民環境部(人権啓発推進室)】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁	
直接 実施 事業	広 報 宣 伝	通年実施	人権啓発イメージソング活用事業	人権啓発イメージソングを歌い広めることにより、人権尊重精神の浸透を図る。		44
			人権啓発に関するホームページ	府HP及び「京都人権ナビ」を通じ、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供	SNS版人権ナビ	45
			啓発資料等作成・配布	啓発に使用する冊子、ポスター等の作成・配布	計画改定及び府民調査等の冊子作成	46
	広 報 宣 伝	期間集中実施(週 間/月間)	街頭啓発	人権強調月間、人権週間に府内各地で街頭啓発を実施		48
			新聞意見広告	憲法週間、人権強調月間、人権週間に新聞に広告を掲載		49
			新聞意見広告[人権口コミ情報]	人権に関する有識者の解説記事を新聞に掲載		50
			人権啓発ラジオ番組[FM放送] 「Voice To You」	音楽アーティストが人権にかかわるメッセージを発信するコーナーの放送		51
			人権啓発ラジオコーナー番組[AM放 送]「ほっかほか人権情報」	人権問題の解決に取り組むNPO等との対談により、問題の現状・課題等を発信		52
	広 報 宣 伝	イベント等開催	京都ヒューマンフェスタ2021	人権問題について主体的に学ぶ機会を提供するため、親しみやすい人権啓発総合イベントを開催	リアルとオンライン開催併用	53
			人権フォーラム	人権についての正しい知識を発信し、府民の人権意識の高揚を図るため、人権フォーラムを開催	リアルとオンライン開催併用	54
			人権擁護啓発ポスターコンクール	小中高校生を対象とした絵画作品コンクールを実施		55
	研 修 事 業		人権啓発指導者養成研修会	人権啓発を企画・実施する指導的人材養成のための研修会を実施	リアルとオンライン開催併用	55
			京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会	人権に関する相談担当職員の資質・能力の向上、相談機関の交流促進のための研修会を実施	オンライン開催	57
	相 談 窓 口		人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)	差別的言動(インターネットを含む)等による人権侵害の防止・被害回復を図るための法律相談の実施		59

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
直接 実施 事業	他主体との連携による啓 発	京都人権啓発行政連絡協議会事業	京都地方法務局が事務局の同組織の一員として、府内企業を対象とした研修会等を実施		60
		京都人権啓発活動ネットワーク協議会 事業	京都地方法務局が事務局の同組織の一員として、啓発活動を実施		61
		インターネット上の人権侵害等につい ての啓発	市町村と連携してインターネット上の人権侵害等についての府民講座 (研修会)を開催		62
		性的指向と性自認の理解促進等に関 する研究会	行政や教育委員会、民間団体を含む12団体で構成する京都人権啓発 推進会議において、LGBT等性的少数者の困難な状況や理解促進に関 する研究会を開催		63
		頼れる隣保館づくり実践事業	隣保館の実情に応じ必要とされる支援について現場で共に考える伴走 型支援を実施		63
市町村への財政支援等		人権啓発活動再委託事業	国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託		64
		人権問題啓発補助事業	市町村等の人権啓発事業に対する財政支援(府単独補助)		64
		地域交流活性化支援事業	市町村等が実施する隣保館等を活用した地域住民の交流促進事業へ の財政支援(府単独補助)		65
		人権啓発地域活動事業	各広域振興局が人権強調月間の機会に啓発事業を実施		65

文化スポーツ部

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、医療関係従事者など特定職業従事者に対する研修などの実施 ・私立学校や宗教法人関係者に対する人権教育・啓発の推進にかかる支援 ・スポーツ及び生涯学習に関すること
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	幼稚園、学校、地域社会
	特定職業従事者等	教職員、医療関係者、宗教関係者
	人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校においては、各校(園)における人権教育の推進に向け、教職員の人権意識の高揚及び指導力の向上を図る必要がある。 ・宗教法人関係者の研修会については、より多くの法人において人権問題の正しい理解と認識が深められるよう、参加者の増加を図る必要がある。 ・府民ひとりひとりの人権意識の向上のため、自主的な学習活動を支援することが必要である。 ・府立の大学においては、京都府公立大学法人中期目標に基づき、教育研究活動におけるハラスメント等の人権侵害の防止や業務遂行における人権尊重を徹底するとともに、人権や倫理に配慮した教育の充実を図る必要がある。
--------------	--

取組の方向(令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場で人権教育に携わる小・中・高校の私立学校教職員を対象に実施した「人権教育に関する意識調査」の結果を踏まえ、各学校(園)の教職員に対する研修や配付資料の在り方について、改善を図り、人権問題全般のみならず、時宜にかなったテーマによる研修会の開催や、人権教育に活用してもらう資料の作成・配布を行う。 ・宗教法人関係者の研修については、関係団体と協力し、研修内容とともに周知方法の充実に努める。 ・府民が行う自主的な学習活動を支援するため、「京都府生涯学習・スポーツ情報」ウェブサイトにより各種講座情報を提供する。 ・府立の大学の教職員に対する研修では、学内の人権教育関係組織である協議会や委員会と連携をとりながら、時宜にかなったテーマを選定(府立医科大学においては、医療従事者が多いことから、「患者」や「医療」などのテーマについても考慮)するとともに、多くの教職員等が参加できるよう日程にも配慮する。
--------------	---

【文化スポーツ部】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業以外	人権教育資料	人権教育資料の作成	私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として「人権教育資料」を作成・配布		66
	生涯学習	「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業	誰もが生涯学習に取り組みやすい環境を整備するため、生涯学習・スポーツ情報サイトにおいて多彩な生涯学習メニューを提供		66
	人権教育授業	人権教育授業 (医学部医学科)	府立医科大学医学科学生に、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施	それまでは1年生のみ対象に9回実施していたが、上級生についても学年に応じた内容で実施することとし、3年度入学生から1年生時3回、3年生時3回、5年生時3回実施に変更	67
		人権教育授業 (医学部看護学科)	府立医科大学看護学科学生に、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施	昨年度と同様、1年次に「人権論」を開講し、患者さんやその家族の方の人権を尊重することの意味を見だし、看護現場における課題について理解するとともに、人権に関して自分の意見を持てるよう、必要な情報等を収集等することを目的としている。	67
		人権教育授業 (府立大学)	府立大学学生に、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施		68
研修事業	教職員・社会教育関係職員	私立幼稚園人権教育研修会	各私立学校での人権教育に係る認識の高揚、指導力の向上、指導内容の充実を図る研修会を実施	新型コロナウイルス感染症予防のため、研修動画のYouTube配信で実施	69
		私立小・中・高等学校人権教育研修会			
		私立専修・各種学校人権教育研修会			
		私立学校人権研修フィールドワーク (全校種対象)			
	教職員人権啓発研修 (府立医科大学)	今日の人権状況にふさわしいテーマによる、教職員の意識の向上を図るための研修を実施		70	
	教職員人権問題研修・学習会 (府立大学)	大学職員自らが高い人権意識を持ち、人権教育に関する知識・技能を向上させるための研修会を実施		71	

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業	医療関係者	看護師新規採用者研修	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施	新型コロナ感染拡大防止の観点から当面の間、中止。代替として、既存の教職員人権研修を受講。	72
		研修医オリエンテーション	医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施	新型コロナ感染拡大防止の観点から当面の間、中止。代替として、既存の教職員人権研修を受講。	73
	宗教法人関係者	宗教法人関係者人権問題研修会	宗教団体、宗教法人関係者の人権問題に対する理解の高揚と認識を深めることを目的として、研修会を実施		74

健康福祉部

所管事務	健康福祉部は、保健・医療・福祉など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園・認定こども園、地域社会、家庭
	特定職業従事者等	医療従事者、介護・福祉従事者、健康福祉関係者
	人権問題	女性、子ども、犯罪被害者、高齢者、障害のある人、ハンセン病、感染症・難病患者等、さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者・障害のある方など社会的に弱い立場にある人々の生命や人権が危険に晒されるような事件が多発しており、すべての府民が安心・安全に生活できる社会の実現を目指して取組を進める必要がある。 ・虐待、DV、ひきこもり、子どもの貧困等、様々な家庭の問題にシームレスに対応できる体制を強化し、子どもが健やかに育つ環境づくりを進める必要がある。 ・既に超高齢社会に突入するとともに、高齢者の占める割合は上昇を続けており、高齢者が尊厳を保ちながらいきいきと暮らしていける社会をつくるため、高齢者の権利擁護とともに、家族介護者への支援や介護負担の軽減、医療体制の充実等の取組を進める必要がある。 ・障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いに支え合い、共に生き、自分の可能性を發揮できる共生社会を築くことを目指し、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」のもと、障害への理解促進や社会障壁除去のための合理的な配慮の実践等の取組を推進する必要がある。
--------------	--

取組の方向 (令和3年度)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 少子高齢化の進展の中で生じてきている課題を把握し、制度の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養うとともに、府民の意識・感覚を職員が共有できる機会を積極的に確保する。 (2) 府民生活に関する諸課題は、様々な要因が複雑に関連していることも多く、縦割りの弊害を排し、課題に効果的に対応できるよう、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。 (3) 健康福祉分野の関係団体職員やサービス従事者等が、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権意欲の高揚や資質向上を目指す。
------------------	---

【健康福祉部】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業以外	高齢者	看取りプロジェクト推進事業	住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、看取りに関する府民意識の醸成や看取りをサポートする人材を養成	・公開セミナー中止に伴い、前年度開催セミナーの動画掲載	75
		高齢者総合相談センターの運営	高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供		76
		認知症総合対策事業	認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への支援や居場所づくり等、認知症ケア体制の構築に関する事業を実施		77
		高齢者の権利擁護の推進	施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制の構築に関する事業の実施		78
	障害のある方	障害者の権利擁護の推進	障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制の構築に関する事業の実施		79
		発達障害者支援体制整備事業（障害者自立支援費）	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施		80
		発達障害者支援体制整備事業（障害児自立支援費）	発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助・人材育成、診療体制拡充		80
		障害者に対する理解と交流促進活動	「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害者への理解促進や府民交流を目的とした各種事業の実施		81
		聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進事業	「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現にむけ、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を目的とした各種事業等の実施		82
		精神障害者家族支援強化事業	精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう、精神障害者の家族支援や精神科病院入院患者に対する退院後の支援を実施		83
子ども	児童虐待等総合対策事業（オレンジリボンキャンペーン）	みんなで子育てを支え合う社会づくりを通じて、子どもへの虐待をなくしていくため、11月の児童虐待防止月間に合わせて児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開し、啓発活動等の効果的な取組を実施		83	

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
	女性、子ども、犯罪被害者等	性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業	被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指すため、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援(医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援等)をワンストップで提供		84
	様々な人権	自殺防止対策事業	京都府自殺対策に関する条例及び平成27年12月に策定した京都府自殺対策推進計画に基づき、自殺予防対策を実施		85
	患者等	ハンセン病問題啓発事業	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日(6月22日)を中心とした各種啓発活動の実施		86
		エイズに関する普及啓発事業	京都府エイズ予防月間(12月)等における各種啓発活動の実施		86
研修事業	人権研修	健康福祉部人権問題職場研修・健康福祉部関係団体人権研修	健康福祉部及び関係団体職員に対し、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		87
	生活保護	生活保護関係職員研修会	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		88
		生活保護査察指導員会議	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		89
	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員協議会代表者研修会	人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施	去年度は自宅学習だったが、対面での開催に変更	90
		民生委員・児童委員人権問題啓発研修会	人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施研修会を実施		91
	社会福祉施設	社会福祉施設長研修会	社会福祉施設管理者の様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を実施	オンラインによる開催に変更	93
		社会福祉施設職員等研修	子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施		94

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業	介護職員等	京都府認知症介護に係る研修	認知症高齢者等を介護する介護職員等に対して、高齢者や認知症の方に対する人権の尊重、認知症に関する理解を促進するとともに、その実務経験に応じた適切なケアの手法を学ぶことで、認知症高齢者等の尊厳の保持の重要性、認知症高齢者の生活や生き方を大切にしたい認知症ケアについて学ぶ。また、市町村における地域密着型サービスにおける管理者等に対しても、同様の研修を実施	オンラインによる開催に変更	95
	保育所	保育職員人権研修等事業	児童福祉法の趣旨及び「保育所保育指針」に則り、子どもたちの人権に配慮した保育を実施するとともに、保育士等の職員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、質の高い保育サービスが提供できる人材を養成するため実施。	一部対面での開催に変更	97
	各市町村児童相談担当職員	児童虐待等総合対策事業(市町村児童相談担当職員研修)	児童虐待や理解を深め、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員の資質向上を図るため実施。		98
	保健福祉	保健福祉事業従事職員人権研修会	保健福祉事業従事者がさまざまな人権問題に対する認識・理解を高めるための研修を実施		99

商工労働観光部

所管事務	商業、工業及び観光等の府内産業の振興、雇用対策、職業能力開発施策、雇用環境の整備を所掌し、府内企業、商工業団体等の人権意識の向上と人権に係る諸課題の解決を図る
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	人権全般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や商工業団体等は、自らの職場内はもとより、その活動に伴い府民生活や地域社会と関わりを持つ中で、様々な人権に関する課題に直面する機会を有することから、自ら主体となって人権の尊重される社会の実現に取り組むことが求められる。そのため、企業等の構成員たる役職員一人ひとりが人権の尊重に係る正しい理解と認識を深め、適切な行動を行うことができるよう、意識の向上を図る必要がある。 ・企業等への公正採用選考に係る啓発については、人権意識のさらなる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められる。 ・職場でのハラスメント防止及び女性、高齢者、障害者、外国人やLGBTの方等誰もが働きやすい環境づくりのため、企業経営者等に対する意識啓発、職場環境の改善に向けた支援が必要。 ・長時間・過重労働など違法な働き方を強いる企業に対するコンプライアンスの徹底、労働教育の充実と労働関係法の周知・啓発が求められる。
--------------	--

取組の方向 (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・職場は、その活動等を通じ、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在であり、人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう全役職員を対象とした人権教育・啓発を充実させるとともに、労働相談窓口を設置する。 ・企業・職場での人権侵害の防止や、能力・適性のみを基準とした公正な選考採用の徹底、企業内人権啓発推進員の設置促進、企業・職場における人権意識高揚のための取組を支援する。
------------------	--

【商工労働観光部】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
直接実施事業	広報・宣伝	公正採用選考啓発事業	職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施		100
	研修事業	企業内人権問題啓発セミナー	企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人事担当者等を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催		101
		企業・職場人権啓発推進事業	企業の代表者及び商工業関係団体役員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る		102
		府営工業団地立地企業人権研修	工業団地立地企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図るための研修を実施		103
		シルバー人材センター人権研修	シルバー人材センターの職員及び会員に対し、差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る	新規事業	104
	相談窓口	労働相談事業	解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、無料相談を実施	WEB相談を追加	105
団体等への財政支援		府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業	工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象とした各工業センター等が実施する研修に対して補助金を交付		106

農林水産部

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。 ・農村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	全般、女性

所管事項に関する課題認識	<p>農林水産部では、一人ひとりの夢や希望が地域で実現できる京都府をめざして</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農山漁村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせ、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要 ②併せて、農村社会における幅広い世代の女性の能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要
--------------	---

取組の方向 (令和3年度)	<p>府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、女性の人権、子供の人権、障害のある方の人権、高齢者の人権、インターネット社会における人権など、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施することにより、更に人権啓発の推進を図ることとする。</p> <p>また、農村社会における幅広い世代の女性の能力発揮のため、起業化や経営向上のための講座やセミナーの開催など様々な活動支援を行うとともに、今後もこれらの取組を継続して実施することにより、更に男女共同参画の推進を図ることとする。</p>
------------------	--

【農林水産部】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分		事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
直接実施事業	研修	農林漁業関係団体職員人権啓発研修	府内の農林漁業関係団体職員等の、同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図ることを目的に、研修を実施		107
	啓発	農村女性育成事業	農村における女性の地位向上等を図るための啓発や女性の企業活動・社会参画活動の取組支援を実施		108
委託	啓発	京の農林女子カパワーアップ支援事業	女性農業者の農業経営能力のスキルアップのための講座等を開催	講座内容の変更	108
団体への財政補助		農林漁業関係団体役員人権啓発研修費補助	農林漁業関係団体が実施する研修事業等に対する財政補助を実施		109

建設交通部

所管事務	<ul style="list-style-type: none"> ■道路、河川、都市公園等の公共施設の整備及びその管理 ■府営住宅の整備及びその管理 ■福祉のまちづくりの推進 ■建設業の許可 ■宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の登録 など
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	高齢者・障害者・女性・外国人・同和問題

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ■誰もが自由に、かつ、自立的に参加できる社会を実現するためには、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があるが、このような施設の整備には相応の経費を要するだけでなく、施設利用者の理解も重要である。 ■建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるため、業界の健全な発展が必要である。 また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。 ■宅地建物取引業は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、住生活の向上に寄与するという重要な社会的責務を担っていることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもってその職務の遂行に当たる必要がある。
--------------	--

取組の方向 (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設の整備に当たって、府民参画の中で公共施設の整備のあり方について府民と事業者が理解を深め、その方向性を見出す取組を進めているところである。その中で、ユニバーサルデザインの重要性についても府民と事業者がともに理解を深めていくこととする。 ■建設業については、府北部・南部各1箇所、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深めることとする。 ■宅地建物取引業については、業界団体が通年実施している自主研修会や宅地建物取引士証の交付に係る法定講習会等の機会を捉え、さらには業界団体と合同で人権研修を実施することにより、関係者に対する啓発を行い、人権に関する理解を深めることとする。
------------------	---

【建設交通部】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業	建設業者人権啓発研修	建設業者が人権に対する理解を深め、人権問題の解決に役立てることを目的に研修を実施(府内2か所)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止	110
企業・民間	宅地建物取引業者人権啓発	宅地建物取引業者や宅地建物取引士に対し、府と業界団体との共催による研修や取引士証更新時における講習等の機会に人権啓発を実施		111

教育庁

所管事務	(学校教育) 学校等における人権教育の推進
	(社会教育) 府民の主体的な学習活動の推進・人権意識の高揚

計画との関係	人権教育・啓発の場	学校・地域社会
	特定職業従事者等	教職員・社会教育関係職員
	人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	<p>平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」等、差別のない社会の実現を目指した法律及び「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」を踏まえ、人権という普遍的文化を構築するため、学校教育においては、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度や実践力をはぐくむことが重要であり、同和問題(部落差別)など様々な人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図る。</p> <p>また、社会教育においては、府民の主体的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。</p>
--------------	---

取組の方向(令和3年度)	<p>(学校教育) 教育活動全体の基盤に人権教育を位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、基礎学力の定着と希望進路の実現に努めるなど、一人一人を大切に教育の推進を図る。</p> <p>また、差別のない共生社会の実現を目指して、基本的人権の尊重や同和問題(部落差別)など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を養う。</p> <p>(社会教育) 様々な人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。</p>
--------------	--

【教育庁】

令和3年度人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁	
重点施策	子どもの未来を守る事業	すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進	まなび・生活アドバイザーの派遣回数拡大	112	
	いじめ防止・不登校支援等総合推進事業	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など総合的なサポート体制の充実	スクールカウンセラー等の配置・派遣の拡充	113	
学校教育	啓発等	人権教育資料作成 (人権学習実践事例集〈中学校編Ⅱ〉)	「人権学習資料集」(新版)をより効果的に活用し、各校の人権学習を充実させるため、「人権学習実践事例集〈中学校編Ⅱ〉」を作成・配布	令和2年度は「人権学習実践事例集〈小学校編Ⅱ〉」を作成	114
		人権教育資料作成 (人権教育進路保障資料)	経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成・配布		114
		消費者被害の未然防止	令和4年4月からの成年年齢引き下げによる若年層の被害等の未然防止		115
	事業	人権教育研究指定校事業	幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、成果を府内全体の学校に波及させる国委託事業		116
		人権教育総合推進地域事業	学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を実施する国委託事業	推進地域が八幡市に変更	117
社会教育	啓発等	人権教育推進事業 (学習教材・啓発資料整備)	人権教育の指導者用資料の整備及び生涯の各時期やあらゆる場面で使用できる学習教材や啓発資料等の整備を推進		118
	事業	森と小川の教室推進事業	障害のある子どもと障害のない子どもが共同生活を体験し、相互理解を深め支え合うことの大切さを学び、ノーマライゼーションの進展を図る。		119
相談体制	トータルアドバイスセンター設置事業	学校教育・家庭教育についての悩みや不安を抱く幼児児童生徒、保護者、教職員等に対し、課題解決のための総合的な教育相談を実施		120	

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁
研修事業	教職員研修事業	差別のない社会の実現を目指す法の目的・理念等や令和元年度実施の「人権教育に関する教職員の意識調査」を踏まえ、人権教育を進めていくための認識の深化と指導力向上を図るため、教職員に対し研修を実施。	リモート開催等も検討	121
	学校における人権研修等			123
	人権教育推進事業 (人権教育指導者研修会)	社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等の資質の向上を図る研修会を実施。	リモート開催等も検討	124
	人権教育推進事業 (人権教育行政担当者等研究協議会)	各教育局において、関係機関との連携を図り、課題解決の方策についての研究協議の実施及び管内市町村の取組状況の情報交換を実施。		125

警察本部

所管事務	<p>【警務課】 職員の服務に関すること。 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</p> <p>【教養課】 職場教養の調査、研究及び企画に関すること。</p> <p>【少年課】 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。</p> <p>【サイバー犯罪対策課】 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。</p> <p>【捜査第一課】 性犯罪の捜査に関する指導、教養及び調整に関すること。</p> <p>【警察学校】 初任科生及び初任補修科生の教育訓練に関すること。</p>
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場、学校、地域社会
	特定職業従事者等	警察職員
	人権問題	人権全般、障害のある人、犯罪被害者等、子ども、社会情勢の変化(職場環境、インターネット)

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・警察職員の職務は、国民の権利・自由を守るという立場にあり、いろいろな場面で「人権」に深く関わっている。 ・警察職員は、人権を尊重した警察活動を徹底するため、適切な府民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への尊重に重点をおいた教養の充実が求められている。
--------------	--

取組の方向(令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」(平成12年国家公安委員会規則第1号)に基づき、職務倫理に関する教育を警察教養の最重点項目に掲げ、職場や警察学校における教養等あらゆる機会を捉えて人権教育を行っているが、今後もより一層、人権に配慮した適切な職務執行を期するための教養を推進していく。 ・障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成25年法律第65条)に基づき、障害を理由とする差別を解消し、適切な警察活動を期すための教養を推進していく。
--------------	---

【警察本部】

令和3年度 人権教育・啓発事業一覧

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁	
研修事業	人権全般	職務倫理教養	全ての職員を対象に、各所属において人権に配慮した警察活動の推進を図るため人権に関する研修、講演、グループ討議等を実施	令和2年度はコロナウイルス感染症対策のため中止	128
		採用時における人権教育	新規採用された職員を対象に、社会人として必要な人権に対する認識の浸透を図るため、様々な人権問題に関する講義、高齢者疑似体験、社会福祉施設の見学等を実施		129
	障害のある方	聞こえのサポーター養成講座	幹部職員等を対象に、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を図るため、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会職員を講師とした聴覚障害概論、手話実技、難聴体験等に関する講習を実施	令和2年度はコロナウイルス感染症対策のため中止	130
	社会情勢の変化(職場環境)	所属ハラスメント相談員研修会	各所属のハラスメント相談員を対象に、職場におけるハラスメントの潜在化防止等のため、ハラスメント相談受理・報告要領、事例検討等に関する研修を実施		131
	犯罪被害者等	ブロック別犯罪被害者支援担当者研修会及び死傷者多数事案被害者支援担当者研修会	本部及び警察署の被害者支援要員を対象に、犯罪被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図るため、具体的な支援要領等に関する研修を実施		132
		死傷者多数事案における被害者等支援連携訓練	警察署の被害者支援要員等を対象に、被害者等の心情に配慮した犯罪被害者支援技術の向上を図るため、死傷者多数事案を想定した実践的訓練を実施	新規実施	133
		犯罪被害者支援巡回教養	犯罪被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図るため、本部犯罪被害者支援担当者が警察署を巡回し、犯罪被害者等に対する具体的な支援要領等に関する教養を実施	令和2年度はコロナウイルス感染症対策のため中止	134
		新規性犯罪指定捜査員等研修会	新たに性犯罪捜査員として指定された女性警察官を対象に、被害者の心情に配慮した捜査活動を推進するため、性犯罪捜査要領、被害者支援等に関する研修を実施		135
		性犯罪捜査専科	警察署の性犯罪捜査員を対象に、被害者の心情に配慮した捜査活動を推進するため、性犯罪捜査要領、被害者支援、客観的聴取技法等に関する教養を実施	令和2年度はコロナウイルス感染症対策のため中止	136

区分	事業名	事業概要	前年度からの変更点・改善点等	頁	
研修以外	子ども	児童虐待・児童の性的搾取事案等に対する適切な対応	児童虐待、性的搾取、いじめ等から子どもの人権を守る取組を推進するため、臨床心理士による少年相談及び少年心理分析並びにスクールサポーターによる関係機関、団体等と連携した非行防止教室、立ち直り支援等を実施		137
	社会情勢の変化(インターネット)	サイバー犯罪被害等防止に関する講演活動	府民のネットトラブル対応能力向上を目的としたサイバー犯罪被害等防止に関する講演活動		138